

第5回森林組合改革・林業事業体育成検討委員会の主な意見

(施業の集約化)

- 森林・林業再生プランの目標である「木材自給率 50%」の目標達成のため、協同組合である森林組合の役割として販売面も重要ではないか。施業集約化のような生産の協業化と同時に、販売の協業化が重要視されるべき、そのようなことが書けないか。
- 森林組合は、いろいろな役割をもっており、その役割に優先順位をつけるとすれば、今回の場合だと、明らかに集約化に重きを置いてきたところ。ここの「森林組合の役割」の中で記載すると、森林組合だけが販売を担うように読め、適当ではないのではないか。
- 改革に向けてという「まえがき」のところで、森林組合として販売面も強化すべきであろうという表現を盛り込みたい。(異議なし)
- 集約化を含めた経済林、生産林等の資源管理はもちろん重要であるが、それと併せ、保育を含めた森林の適正管理を森林組合の役割として明文化すべき。
- 施業集約化は利用間伐だけでなく、サイクルとして全体を捉えて施業集約化であり、今回の直接支払も施業集約化が要件となっており、保育間伐を含めて一体としてということであるので、不足であれば、保育を含めた適正管理という言葉がはっきりと分かる表現の方が良いのかご検討いただきたい。
- 経済林以外の地域の森林資源管理については、これまでもある程度、森林組合が担ってきたということではどうか。これも販売面と同じで、集約化とはずれているので、「まえがき」に盛り込みたい。(異議なし)
- 「集約化に必要な諸活動に対する支援措置を講ずる方向で検討する。」とあるが、「検討する。」よりは前向きな「方向を目指す。」にしたらどうか。(異議なし)
- フォレスターの任期は3年くらいになると聞いているが、市町村森林整備計画を立てる主体となるため、3年くらい地域の山を見ても十分な対応ができないと思う。森林施業プランナーは森林組合等で働き、地元の山を一番よく知っている。市町村森林整備計画を立てる場合、そのような人の力を借りて作ることになるのか。それとも民間の人は関与できないのか。
- フォレスターとしての任期については、3年では短いと思う。一つの勤務地に、5年は必要ではないか。また、森林計画の指導に当たってはフォレスターだけで、やるのではなく森林施業プランナーと連携しながら対応することになるであろう。
- フォレスターの役割は、人材育成の方で検討しているところで、これらの懸念を伝えた

い。

○「森林施業プランナーを認定する仕組みも併せて検討する必要がある。」とあるが、これは認定する方向か。「認定する仕組みをつくる必要がある」とならないか。

○予算の関係や中身の議論がされていないこと、事務局もあまり提示していないということと、この場で詰めることは難しいと思われるため、このような表現としている。

○「森林施業プランナーを認定する仕組みをつくる方向で検討する。」ということでしょうか。作ることは、決まりということで、その方向を検討するということ。(異議なし)

(森林組合と民間事業者とのイコールフティング)

○「・・・森林経営計画(仮称)を作成する意欲と能力を有する者には等しく森林簿等の森林情報を提供・・・」とあるが、要件等で制限を設けなくてもやる気があればできるということか。また、これで認められれば、新規参入でも可能であるということか。

○新規参入の場合でも、施業提案をして、複数の森林所有者から施業の内諾をいただいております。その地域で不明の情報を閲覧したい等合理的であれば良いが、ただ単に計画を作りたいというものでは認められないのではないかと。

○森林簿等の森林情報の開示は全国的にバラバラであるが、これは、方向性としては、全国的に開示していくということか。

○基本的に様々な情報というのは、最終的には森林簿に集約されていくことを前提にしている。その森林簿の情報提供に、都道府県段階で違いがあるので、最終的には都道府県の判断であるが、既に開示しているところもあるので、それらを参考にして、出来る限り開示するようお願いしていく。

○「イコールフティング」という言葉を使う必要があるのか、「機会均等」ではダメなのか。

○農業分野等では、よく使われている用語であるが、現場でわかりにくいということであれば、括弧書きで機会均等と入れても良いと考える。

○「森林組合と民間事業者のイコールフティングが確保される仕組みとすることが必要である。」に「(機会均等)」と挿入することで良いか。(異議なし)

○「その際、評価項目等の基準は国がガイドラインを示し、都道府県が地域の実情に応じて作成することを検討」とあるが、都道府県によっては、国のガイドラインに都道府県の実情を加味して良いということか。また、都道府県の実情によりゆるめて良いということか。

○都道府県や市町村等の公的機関が、森林整備に関して、総合評価を実施するときのガ

イドラインの提示をしたい。それを参考に契約方式は、都道府県毎に違うため、項目を変えるのではなく、点数の付け方等を変えるということ。

○福利厚生の問題、社会保険の加入の有無が問題となっている。評価項目等には社会保険への加入状況を重視していただきたい。

○福利厚生分を何点分与えれば良いのか、技術能力に何点分与えれば良いのかというのは、実施していく中で試行錯誤だと考えており、当然考えていく項目であると認識している。

○「公的機関が森林整備事業を実施し発注する事業について、競争入札(総合評価落札方式を含む)」ということはわかるが、これまでの議論で、森林経営計画(仮称)の作成者、そのものが発注者ということになると思うが、価格のことが載っているということは、入札が基本なのか。

○入札ということではない。複数の業者の見積もりを取った場合は、業務経験が豊富なのか、技術者の存在とか、実績、社会保険加入状況等を登録情報で確認して、選んでもらえば良いということである。

○「(2)計画に従った事業実行段階でのイコールフットINGの確保」については、これでピン留めさせていただきたい。(異議なし)

○事業体の評価において、作業種毎の人工数を効率性の観点で評価するとしたら、効率性については、もろ刃の部分があって、出来形の方に影響してくるので、あまり生産性を重視せず、出来形重視の方がありがたい。

○安かろう悪かろうはダメであるが、効率的で質の高いところとなるよう人工数だけでなく、出来形も評価項目としてみる方向。具体的にどのように運用していくかは、登録・評価制度全体の中で今後検討していきたい。

○「登録」について、「都道府県に登録を申請し、登録情報は、国と都道府県の共同で管理・運営し」というのはどのようなことをイメージしているのか。

○実際、明示的に登録情報の管理をどうするかは、登録情報の中身や今後の方向性が出たら都道府県の林務担当と協議、相談しながら決める必要はある。イメージとしては、登録する際には、都道府県を通じて行い、その情報については、林野庁のホームページに掲載することであろうし、集まってきた情報を全国レベルや県レベルで整理し、閲覧できるという運営の仕方を考えている。具体的な手法については、今後、深めていきたい。

(森林組合関係)

○国、都道府県等は員外であるが、森林組合法第9条9項の員外利用の特例措置についても国、都道府県等になっており、ドラフトに書かれている表現が間違って解釈されないよう、員外利用の定義がわかるように記載すべき。

○員外利用は、組合員以外の者から仕事を受注すること等を指し、森林組合法第9条第9項では、国、都道府県等からの受注について規定されており、これも員外利用に当たる。このドラフトに、そのことがわかるように修正したい。

○そもそも組合員のためにやっている分収林とか保安林も一義的には営業して探してきているというのがあり、これも本業ではないかという議論も整理しないといけない。

○一義的には、組合員の山に関するもので組合員から発注を受けているもの以外は、すべて員外である。

優先順位を考慮すると、まず、純粹の員内、その中で集約化するときに一部、員外のものが入ってきた場合等は当然セットで考えるべきであるが、そうしたものと、逆に員外が主体で員内とセットで集約化するものや、造林公社、森林農地整備センターの典型的なものみたいに、かつて、森林組合がまとめたもので今は実行の段階になっているものとは優先順位は違うと思うので、一旦は、純粹な員内か員外かで線を引いて、員内をちゃんとやってない場合の員外をどうするかというところで、こういう場合に、何処の部分から対策を考えていくか。優先順位のところで、森林組合が汗をかいたものとか員内とセットのものとかをどう扱うかという議論もあると思う。

○原理原則を示すべきである。最優先すべきはこれとこれであると、その上で員外、員内の再整理を図るべき。森林組合系統の経営に影響する。

○員内をちゃんとやっていないと、支障となっている員外を改善して貰うこととしているが、それをやっていく上で、ルール具体化が必要なので、個別の取組をやっていく中で、どんどん具体化、明確化をやっていく。そもそも、本業がちゃんとやられていない理由は、員外だけでなく他にもあるであろうから、それと併せて改善策を考えていく必要もあるのではないかと。

○原理原則は、国で示して、具体的には員外利用のルールは都道府県で決めてくれということか。

○国と都道府県で議論、検討しながらということになると思うが、それがスタートの段階でどこまでできるのかという話とスタートの段階で作って終わりということではなく、実際に実行しながら、バージョンアップさせていくということかなと思う。

○それでは、この部分に、「国と都道府県が連携して」という文言を入れたらどうか。国が原則を定めて、国と都道府県が連携して、具体的な仕組みを作っていくということ。(異議なし)

○事前の修文が不十分なところがあって、5ページの②の「より正確な表示に努める」というのは、削除していただいて、「部門別の区分について」、若干繋がりが悪いかもしれないが、「人件費、事務費等の事業管理費の配賦は」というふうにつなげていただければと思う。

○代理受領の話は、代理受領だけでなく、補助金の事業上は、例えば、森林組合自体が実施主体になっているけれども、最終受領者は組合員なので預り金勘定になっているという場合も含めて言っているので、代理受領という用語は正確ではない。

○わかりやすいように、事務局で修正するように。

○「更に恣意的な調整が行われないう」という、部門別の経理について、各部門に事業管理費をどれだけ配賦するかというところは、まさに恣意的にやるもので、これこそが経営判断である。経営実態を会計原則に沿って金額で正確に表示するのが会計であるので、その範囲での経営の裁量判断であるが。どの事業でどれだけ収益を上げて、そこで管理費を負担していくと、あまり収益が上がらない事業でも組合員のためにやらなければならない事業はあるので、この表現は「経営実態を歪めて表示することの無いよう」などと改めていただきたい。

○「更に実態把握を歪めるような調整が行われないう」という表現に修正したらどうか。
(異議なし)

(林業事業体の育成)

○知識や技術・技能の習得に関する研修の内容をかなり充実したものにしていきたい。

○ここは研修して育成するというよりは、その能力に応じて必要な研修をやらせようというようなイメージでいる。まだ研修の実施方法は詰めていないが、例えば、研修の参加者を県なり地方から推薦してもらおうとか、要件を一定程度、揃えた上で、それに達しているような方をまず研修の参加者としてノミネートするというようなことが考えられる。

○(1)「高い生産性と安全性を確保するための現場技能者の能力向上」は、クリアしたということで、(2)「処遇や人事管理」は、いかがでしょうか。(異議なし)

○「計画量が市町村単位」となっているが、市町村単位で計画量をまとめるのは難しいところも結構出てくると思うので、言葉として「流域単位等」として整理して、この中で市町村が可能だということところは、市町村単位で把握してもらおうというような形にすべきではないか。

○表現ぶりは基本政策検討委員会の最終とりまとめとも関連してくると思うが、事業体

が仕事を取ったり、雇用したり、投資をする際に、なるだけ自分の地域のところの事業計画がわかるようにして欲しいということの趣旨を活かした修文を、基本政策検討委員会とすり合わせてやりたい。

○市町村単位でないと事業の見通しがつけれないと思う。

○最後の「事業量の確保」のところで、発注時期が集中することによって経営が安定できないという問題もあるので、事業の平準化について、記載できないか。

○国有林については、年度途中の補正とかによる変動はしょうがないが、年度当初には基本的に事業発注の見込みを出している。民有林の場合は、なかなかそこは難しいので、少なくとも計画ベースでどのくらいの量を持っているかわからないと事業体さんでも長期的な人材育成とか投資ができないので、その条件整備からやっていかなければならないが、ご指摘の趣旨はもう1歩踏み込んでおり、発注時期や何とかのところまでというのは、課題としてはあるが、こうすべきというところまでは難しいと考える。

○事務局として、表現ぶりについて悩んでいるようなので、少なくとも、委員の中からもかなり強く「年内の平準化」をある程度書き込んで欲しいという意見があったということで、その書き方については、検討していただいて、最終、もう1回ありますので、そこでご不満があれば、もう1度ご意見いただくことで良いか。(異議なし)

(全体について)

○これを読んだ森林組合長なり、森林施業プランナーがよしやるぞという、やる気になる表現、言葉づかいで書いていただきたい。また、これを森林組合長なり、森林施業プランナーが森林所有者に説明しなければいけないので、説明しやすい、わかりやすい表現にしていきたい。

○そのことは全体を通じて、心がけないといけないことなので、「まえがき」を含めブラッシュアップを図りたい。